

初回ご利用登録の流れ

- 1.「レンタル規約」を十分にお読みいただき、
内容をご理解の上、記名・押印をお願いします。
- 2.次に「会員申込書」を記入・押印をお願いします。
- 3.記入済みの「レンタル規約」「会員申込書」2 点を、
メールまたは FAX にて弊社宛にお送りください

Mail:info@kit-plus-japan.jp FAX:03-6230-9431

原本は初回貸出時にご提出ください

- 4.弊社にてお送りいただきました書類を確認後、審査を行い、
結果はご担当者へご連絡致します。1～2 営業日内にご連絡をいたしますが、お急ぎの方はその旨も一
緒にお伝えください。

※審査結果や機材の空き状況により、ご希望に添えない場合がございます。
予めご了承ください。

- 5.初回機材貸出時には、必ず「レンタル規約」「会員申込書」を
お持ちの上ご来社ください。また、初回貸出時にはご本人確認の為、
写真付きの公的身分証明書および名刺をご提示ください
(身分証明書・名刺はコピーを頂戴しております)

※フリーランス・個人事業主の方のみ現金払いのみになりますので、
レンタル料金をご用意の上ご来社下さい。

※書類原本 2 枚・身分証明書・名刺・レンタル料金をお忘れの場合は、
機材の貸出をお断りさせていただくことがあります。予めご了承ください。

株式会社kit plus japan

〒105-0003

東京都港区西新橋 2-4-12 西新橋 PR-EX ビル3 階

TEL:03-6230-9430 FAX:03-6230-9431

レンタル規約

借受者(以下、「甲」という。)と株式会社kit plus japan(以下、「乙」という。)が所有する撮影機材(以下、「本件機材」という。)を借りるにあたり、別途特約がある場合を除き、以下の条項に従うものとする。

第 1 条(目的)

甲は、本件機材を日本国内において使用目的に限り、善良なる管理者の注意をもって使用とし、保管するものとする。使用場所の無断移動、買入れ、転貸、譲渡等により乙の所有権を害することをしてはならない。

第 2 条(貸借期間)

乙は、甲に対し使用日前日 15 時以降に乙の指定する場所において本件機材を受け渡し、甲は使用日翌日 13時までに、乙の指定する場所において本件機材を貸出時現状にて返却するものとする。

14 時を超えて返却された場合、甲は乙に延長料金を支払う。甲は、乙と合意した使用期間を厳守するものとする。ただし甲は乙に使用期間の延長を事前連絡し、乙の承認を得た場合に限り延長を認める。

第 3 条 (料金の支払い)

レンタル料金・延長料金・キャンセル料金は、乙の料金表に定める料金とする。料金表に記載がない場合は、甲乙協議上で決定する。甲は原則として、本件機材受領時に現金で支払う。

ただし、協議のより別の支払い方法を定めることができる

第 4 条 (保守管理)

甲は、乙より本件機材を受領後、直ちに点検を行い、故障や不具合の有無を確認するものとする

故障不具合が存した場合は、直ちに乙に通知する。万が一、使用中に故障等が発生し、甲に損害が生じた場合であっても、乙は一切の責任を負わない

第 5 条 (保険)

乙は本件機材に対し、動産保険(普通約款、免責金額 5 万円)を付保するものとする。

第 6 条 (減失・破損時の責任)

甲は、本件機材を受領時と同等かつ同様の状態で返却するものとする。返却時に本件機材が減失または破損が判明した場合、甲は故意的又は過失の有無に関わらずこれに伴う乙の損害を賠償する。ただし、乙の責に帰すべき事由によることが明らかな場合はこの限りではない。また乙が保険金を受け取った場合は、その金額を限度に賠償責任を免除されるものとする。

第 7 条 (通知義務)

甲は、以下の事象が発生した場合、直ちに乙に通知しなければならない

- ・本件機材の盗難・紛失・故障・破損などの異常事態
- ・本件機材につき、甲が第三者より強制執行・仮処分・差し押さえ等を受けた場合など第 8 条 (国外使用)

甲が本件機材を日本国外で使用する場合は、事前に乙の承諾を得るものとする。甲は乙の承諾を得、乙の定める保険料・条件にて甲の負担で損害保険(海外用)に加入する。国外で事故等が起きた場合、甲の加入する保険処理に関わらず第 6 条に基づく賠償責任を免れないものとする。

第 9 条 (契約解除)

甲は、乙が以下の各号の一に該当したときの事由については催告の上、その他の事由については催告を要さずに、本契約を解除することができるものとする。

- ・本契約に違反した場合
- ・第三者から強制執行、仮差押、仮処分を受けたとき
- ・その他本契約の円滑な履行が困難になったときまたは信用不安が生じるなど債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき

第 10 条 (代行店の指定)

乙は、必要に応じて本規約に基づく権利義務を代行店に委任、業務を履行させることができる。この場合乙は甲に通知する。

第 11 条 (裁判管轄)

本契約に関し、訴訟の必要が生じたときは、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

■ 株式会社kit plus japanのレンタル規約に同意し、これを厳守することを誓い、以下に署名します。

年 月 日


会社名

代表者 氏名

印

株式会社kit plus japan宛		会員申込書		※来社の際に原本のご提出をお願いします	
支払い方法:現金払いのみ			ご記入日 年 月 日		
フリガナ					
氏名					(印)
フリガナ					
住所	〒				
電話番号			緊急連絡先		
Email					
使用目的					
使用予定場所					
フリガナ					
使用場所住所	〒				
使用予定日	年 月 日 ~		年 月 日まで		

ご紹介がいましたらご記入お願いします				
会社名			ご紹介者氏名	

以下、弊社記入欄				
担当者			登録日	
株式会社kit plus japan 住所:東京都港区西新橋2-4-12 西新橋PR-EXビル3F TEL:03-6230-9430 FAX:03-6230-9431 Mail:info@kit-plus-japan.jp				
				

※緊急連絡先には、紛失・盗難があった場合にご連絡がとれる連絡先をお書き下さい